

令和6年度介護報酬改定

令和6年4月介護報酬改定に伴い、居宅介護支援に要する費用の額が変更になりますのでお知らせいたします。

なお、当事業所（ケアマネジャー）請求のケアプラン料金につきましては、各市町村（保険者）より給付されますので、ご利用者様からの負担はありません。

社会医療法人青洲会 青洲会ケアサポートS
管理者 朽原 努

1.	【居宅介護支援費（Ⅰ）】	要介護1・2	1086 単位/月
	【居宅介護支援費（Ⅰ）】	要介護3・4・5	1411 単位/月

2. 【特定事業所加算（Ⅰ）】 519 単位/月

- ① 主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。
- ④ 24時間体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する利用者総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加していること。
- ⑨ 運営基準減算または特定事業所集中減算の適応をうけていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）であること。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅介護サービス計画を作成していること。

【特定事業所加算（Ⅱ）】 421 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員を1名以上配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員が3名以上配置していること。

*当事業所では、特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たす体制を整えております。

【特定事業所加算（Ⅲ）】 323 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員を1名以上配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員が2名以上配置していること。

【特定事業所加算（A）】 114 単位/月

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと（④⑥⑩⑫については連携でも可）、主任介護支援専門員を1名以上配置していること並びに常勤1名以上、非常勤1名以上の介護支援専門員が2名以上配置していること。

